

地域に広がる『いきいきデイ』

～高齢者生きがいデイサービスマニヤ～

平成12年度、西堀・東堀・湊で始まった『いきいきデイ』（高齢者生きがいデイサービスマニヤ）も、昨年度は岡谷・三沢・小口の3区が、そして今年は今下・新屋敷・小井川・新倉・小尾口区で6月から始まってまいります。また、7月より下浜区も仲間入りする予定です。



（6月4日 いきいきデイ間下スタート）

この「高齢者生きがいデイサービスマニヤ」は、まず地域に住む人々が、共に支えあおうというところから出発しています。活動には、活動援助員さん一人がつきますが、多くのボランティアのみならず、地域の方々との協力により、成り立っております。また、地域のこうした活動の輪が、高齢者どうしのつながりだけでなく子どもたちとの交流等に広がっております。

実施目的

介護予防策の一環として、生きがい対応のデイサービスマニヤを各地区の公会所等を活用して実施し、家に閉じこもりがちな高齢者の心身のリフレッシュを図り、生きがいづくりを推進します。

実施内容

事業内容

参加者の意向に沿ってグループごとに決めていきます。

実施回数

隔週1回（月2～3回）

実施時間

4時間

※各地区異なります。



（6月5日 いきいきデイ小井川スタート）

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 9時30分～10時 | 参加者受付 |
| 10時～10時30分 | 健康体操・運動 |
| 10時30分～12時 | ゲーム・趣味・教養活動 （共通してできる内容のもの） |
| 12時～12時30分 | 昼食 |
| 12時30分～13時 | 自由時間 |
| 13時～13時15分 | 連絡事項 （次回内容の打ち合わせ等） |
| 13時15分～13時30分 | 片付け・清掃 |
| 13時30分 | 終了 |



(6月11日 いきいきデイあらかしきスタート)



(6月11日 いきいきデイ新倉スタート)



(6月19日 いきいきデイ小尾口の説明会にて)

対象者

介護認定の該当でない高齢者
※対象年齢については、各地区異
なります。

利用料

1回500円(お昼弁当代・お茶菓
子代)

※当日持参

(事業は社会福祉協議会へ委託し
ています)

**問合せ
市介護福祉課**

☎ 23-4811(内線1255)
FAX 22-8492

『いきいきデイ』参加者の声



たなかとしこ
田中敏子さん
(堀ノ内2)

「いきいきデイ西堀」

最初は区の方に声をかけていただいて参加しましたが、参加してよかったです。今年で3年目になり、私は手芸と料理のグループに参加していますが、みんな気が合つてとてもいいグループで、みなさんもここへ来るのが楽しいと言っています。



みやしたうめこ
宮下梅子さん
(川岸上4)

「いきいきデイつるみね」

一人暮らしで、うちにいるよりみなさんとお話できたらと思って参加しました。手芸が好きで、月2回『いきいきデイ』に参加すると新しい手芸を習うので楽しいです。お昼もうちで一人で食べるより、お弁当をみんなで食べたほうがおいしいです。『いきいきデイ』にこれからも参加したいと思います。

「いきいきデイおかや」

地域の友達に誘われて参加しました。ボケ防止のため毎回参加して、楽しく活動しています。うちでお茶ばかり飲んでいるより、外でゲートボールしたり、野山を歩いたり、楽しいですよ。『いきいきデイ』を長く続けていただきたいです。



こいけきよかず
小池喜代一さん
(本町1)

31日現在) らせします

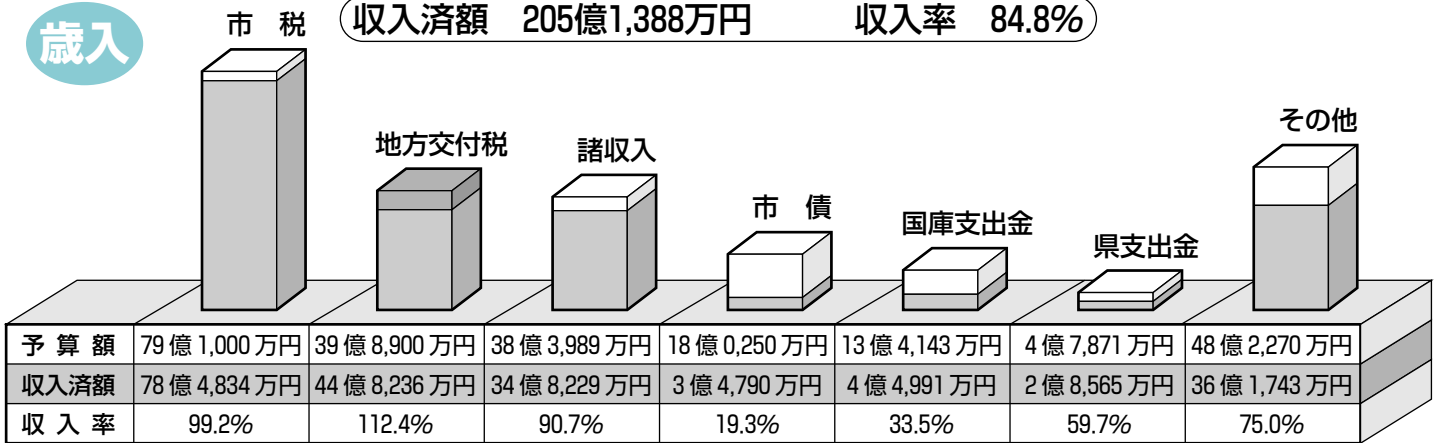
市では、年2回財政状況を公表しています。
市税や国からの交付金などが、みなさんの生活にどのように使われているのか、ご覧ください。
なお、今回の数値は平成14年3月31日現在のものですが、市の会計はその年度の会計を整理する期間（出納整理期間）が5月31日まで設けられていますので、これが平成13年度の決算額とはなりません。

一般会計

予算額 241億8,423万円

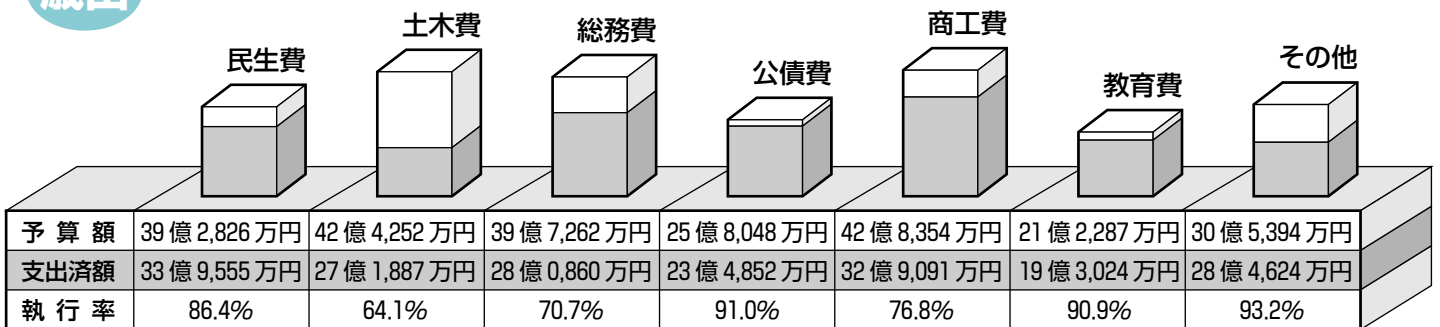
歳入

収入済額 205億1,388万円 収入率 84.8%



歳出

支出済額 193億3,893万円 執行率 80.0%



一般会計

平成13年度の一般会計は、下半期中に4回の補正が行われ、補正額は21億2,590万円となりました。

その内容をみますと、給与改定による経費4億723万円、地域インターネット整備に要する経費6100万円、水道会計負担金の追加に要する経費3008万円、テクノプラザおやかや整備事業に要する経費3億4285万円、中小企業金融対策事業に要する経費10億3900万円、市債の繰上償還に要する経費2億6138万円が主なものとなっています。

この結果、平成13年度最終予算額は24億8423万円となり、前年度と比較して6億393万円の増となっています。

◆歳入

最終予算額の構成比率は、市税が最も大きく32.7%です。これに続いて地方交付税16.5%、諸収入15.9%となっています。

平成13年度下半期（平成14年3月） 市の財政状況をおし

特別会計

| 会計名 | 予算額 | 収入済額 | 収入率 | 支出済額 | 執行率 |
|----------|-------------|-------------|--------|-------------|-------|
| 国民健康保険事業 | 37億5,660万円 | 32億2,555万円 | 85.9% | 30億6,371万円 | 81.6% |
| 地域開発事業 | 21億4,800万円 | 5億1,091万円 | 23.8% | 14億6,588万円 | 68.2% |
| 公団分収造林事業 | 4,430万円 | 2,929万円 | 66.1% | 2,821万円 | 63.7% |
| 交通災害共済事業 | 5,490万円 | 5,440万円 | 99.1% | 1,291万円 | 23.5% |
| 霊園事業 | 1億2,120万円 | 1億1,018万円 | 90.9% | 8,859万円 | 73.1% |
| 老人保健事業 | 54億4,277万円 | 49億4,502万円 | 90.9% | 48億3,994万円 | 88.9% |
| 温泉事業 | 1,440万円 | 2,513万円 | 174.5% | 797万円 | 55.3% |
| 訪問看護事業 | 3,200万円 | 5,496万円 | 171.7% | 2,878万円 | 89.9% |
| 駐車場事業 | 6,160万円 | 1億2,734万円 | 206.7% | 4,447万円 | 72.2% |
| 介護保険事業 | 23億4,716万円 | 20億5,672万円 | 87.6% | 18億3,973万円 | 78.4% |
| 合計 | 140億2,293万円 | 111億3,950万円 | 79.4% | 114億2,019万円 | 81.4% |

財産と借入れ

（3月31日現在）

| | | |
|------|--------|------------------------|
| 市の財産 | 土地 | 84万5,576m ² |
| | 建物 | 23万7,922m ² |
| | 基金 | 86億3,254万円 |
| | 有価証券 | 5億0,560万円 |
| 市の借金 | 市債(累計) | 232億0,588万円 |
| | 一時借入 | 77億6,592万円 |

（企業会計・特別会計を除く）

企業会計

| 会計名 | 収入 | | 支出 | | |
|--------|-------|------------|------------|------------|------------|
| | 予算額 | 収入済額 | 予算額 | 支出済額 | |
| 岡谷病院事業 | 収益的収支 | 42億9,329万円 | 41億8,713万円 | 42億9,329万円 | 41億4,242万円 |
| | 資本的収支 | 4億5,062万円 | 2億5,687万円 | 7億9,665万円 | 6億0,003万円 |
| 塩嶺病院事業 | 収益的収支 | 40億6,100万円 | 38億2,746万円 | 40億6,100万円 | 37億9,018万円 |
| | 資本的収支 | 1億7,505万円 | 1億4,816万円 | 3億9,233万円 | 3億6,167万円 |
| 水道事業 | 収益的収支 | 10億7,174万円 | 10億7,189万円 | 10億5,646万円 | 10億0,985万円 |
| | 資本的収支 | 2億4,771万円 | 2億2,944万円 | 6億6,286万円 | 5億9,397万円 |
| 下水道事業 | 収益的収支 | 21億4,158万円 | 21億6,113万円 | 20億4,003万円 | 19億2,697万円 |
| | 資本的収支 | 10億6,856万円 | 10億2,282万円 | 17億0,085万円 | 16億6,272万円 |

◆歳出

予算額に対する支出済額は193億3893万円、支出割合は80%です。前年度同期と比較して支出済額は4億6123万円の増となっています。

特別会計

下半期は、特別会計の補正は行われませんでした。

予算額に対する収入済額は111億3950万円、収入率が79.4%、対する支出済額は114億2019万円、執行率は81.4%となっています。

計画行政で健全な財政運営を

平成13年度は、景気の好転が見られず税収入が依然として厳しい状況が続いています。

したがって、今後とも行政経費の徹底した節減と効率的な行政運営を維持しつつ、一層多様化する市民要望の実現と福祉の向上に努めてまいります。



総務部税務課

☎ 23-4811

内線 1122

FAX 22-4146

くらしと市税 2002

国民健康保険税

職場の健康保険の加入者以外の人を対象として、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように納めていただく税金です。

国保税の決め方

●『医療給付費分』保険税年税額 = ① + ② + ③ + ④ …… **A**

①所得割額…(平成13年中の総所得金額 - 33万円) × 6.20%

②資産割額…平成14年度の固定資産税額 × 25.00%

(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

③均等割額…加入者一人につき16,000円 × 被保険者数

④平等割額…一世帯につき18,000円

▷課税限度額…53万円 (**A** が53万円を超える場合は53万円です)

●『介護納付金分』保険税年税額 = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ …… **B**

⑤所得割額…(平成13年中の総所得金額 - 33万円) × 1.02%

⑥資産割額…平成14年度の固定資産税額 × 7.60%

(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

⑦均等割額…加入者一人につき4,500円 × 被保険者数

⑧平等割額…一世帯につき3,500円

▷課税限度額…7万円 (**B** が7万円を超える場合は7万円です)

《年税額》

●介護第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の加入者がいる世帯
= **A** + **B**

●その他の世帯 = **A** のみ

納める人

国民健康保険に加入している世帯の世帯主です。世帯主が他の保険に加入していても、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。



(6月14日 国保やまびこ運動教室のようす)

納め方

7月から2月まで、8回で納めていただきます。7月以降に国保加入の手続きをされた場合、手続きをした翌月に納税通知書が郵送されます。(納める回数が変わります)

納税には、便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きは、税務課または金融機関窓口でできます。

療養の給付

病気、けがなどで治療を受けるときは、かかった費用の3割(退職者医療制度では本人2割、被扶養者は外来3割、入院2割)が自己負担になります。

異動の手続きは忘れずに!

国保加入の手続きが遅れると、資格の発生した月までさかのぼって税金がかかります。(最高3年)
他の保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。遅れると重複して保険料を納めることがあります。
手続きはお早めをお願いします。



納税通知書の発送は
7月12日ごろです。
お手元に届かないときは、お手数でもご一報ください。

| こんなとき | | 手続きに必要なもの |
|----------|-----------------------|-----------------------------------------------|
| 国保に入る時 | 職場の健康保険をやめたとき | 印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(離職票など) |
| | 職場の健康保険の被扶養者からはずされたとき | 印鑑、被扶養者になれない理由の証明書 |
| 国保をやめるとき | 職場の健康保険に入ったとき | 印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの) |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | |
| その他 | 退職者医療制度の対象となったとき | 印鑑、保険証、年金証書 |
| | 市内で住所が変わったとき | 印鑑、保険証 |
| | 世帯主や氏名が変わったとき | |
| | 世帯を分けたり、いっしょにしたとき | |
| 保険証の再発行 | 印鑑、身分を証明するもの(免許証など) | |

税務課インフォメーション

今月の納期は

- ・国民健康保険税第1期
- ・固定資産税第2期 です。

納期限 7月31日

